

（仮称）北こども園実施計画

令和7年（2025年）4月

横須賀市民生局福祉こども部 子育て支援課

目次

1. 前提条件.....	1
2. 計画床面積の算定.....	3
3. 計画床面積表.....	11

1. 前提条件

① 導入機能

追浜保育園敷地内で既存園庭及び乳児棟を解体した敷地を使って新園舎を新築し、新園舎完成後に幼児棟を解体し、跡地に園庭（できれば駐車場も）を整備する。整備完了後、（仮称）北こども園（以下「北こども園」という。）と位置付ける。

②定員

「第3期横須賀こども未来プラン（令和7年2月）」に基づき、北こども園の定員は125人とする。

③計画地

計画地の位置と概要については以下のとおりである。

追浜保育園関連図面（参考資料1）については別添のとおりに。

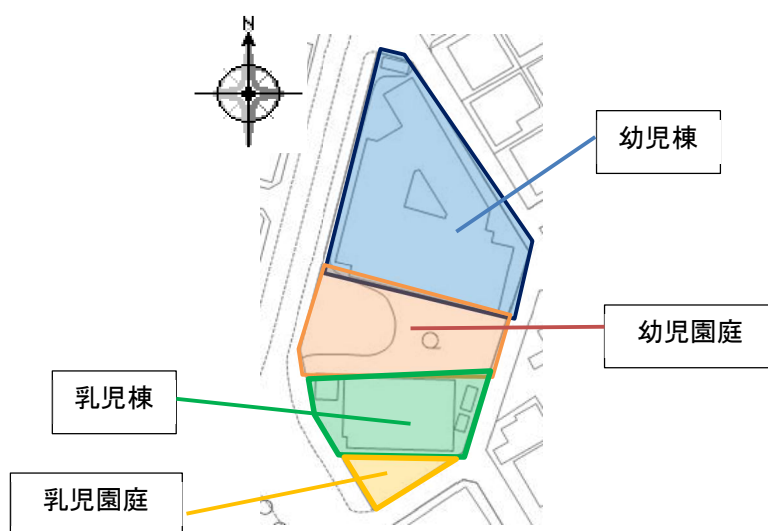
計画地の概要

項 目	内 容
所在地	横須賀市追浜本町2丁目1番地
敷地面積	1,974.70 m ²
地区計画	追浜本町2丁目地区地区計画エリア内
地目	宅地（所有者：横須賀市）
用途地域（容積率・建蔽率）	第1種中高層住居専用地域（200%・60%）
防火地域	準防火地域
高度地区	第1種高度地区
その他	居住誘導区域内 第2種禁止地域（屋外広告物規制地域） 敷地北東に建築基準法第42条第二項道路

計画地の位置



計画地の敷地形状



2. 計画床面積の算定

○登園口：30 m²

各園児共通とし、床面積は園児の下足入れと履き替えスペースを確保するため 18 m²程度とする。

算定根拠：下足入れ（1.2 m²/10 人）を 1 歳児から 5 歳児 125 人分設置する。

履き替えスペースは 15 m²程度とする。（1.2 m²/10 人×125 人+15 m²=30 m²）

○保育室：345 m²

各保育室

保育室の床面積は定員数と家具類や収納スペース等を踏まえ、0・1 歳児の保育室は 100 m²程度、2 歳児の保育室は 50 m²程度、3 歳児から 5 歳児の保育室は各 65 m²程度とする。

音に対して敏感な子どもや、集団の中で過ごすことにストレスを感じやすい子どもなどが、気持ちを落ち着かせて、安心できるような空間（小部屋等）を確保するよう努めること。

算定根拠：「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和 2 年横須賀市条例第 16 号。以下「幼保連携型認定こども園基準条例」と表記）及び

同条例第 2 条に規定する「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「内閣府等令」と表記）

（乳児室等の面積）

幼保連携型認定こども園基準条例 第五条

乳児室又はほふく室の面積は、3.3 m²に満 2 歳未満の園児の数を乗じて得た面積以上とする。

（保育室等の面積）

内閣府等令 第七条

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

三 保育室又は遊戯室 1.98 m²に満 2 歳以上の園児数を乗じて得た面積

条例等における基準のチェック

室名	計画床面積	「幼保連携型認定こども園基準条例」 及び「内閣府等令」
0・1 歳児保育室	100 m ² > 82.5 m ² ⇒OK	82.5 m ² 3.3 m ² /人 × (7 人+18 人)
2 歳児保育室	50 m ² > 39.6 m ² ⇒OK	39.6 m ² 1.98 m ² /人 × 20 人
3 歳児保育室	65 m ² > 51.48 m ² ⇒OK	51.48 m ² 1.98 m ² /人 × 26 人
4・5 歳児保育室	各 65 m ² > 53.46 m ² ⇒OK	53.46 m ² 1.98 m ² /人 × 27 人

○ランチルーム：75 m²

ランチルームは 2 歳児から 5 歳児の定員の半数（50 人程度）が同時に利用でき、かつ、様々な食事形式に対応できる空間とするため 75 m²程度とする。

算定根拠：一人当たりの床面積を 1.5 m²程度とする。

$$(1.5 \text{ m}^2/\text{人} \times 50 \text{ 人} = 75 \text{ m}^2)$$

なお、ランチルームへは次の備品を備えること。その他必要と判断したものも備えること。

○読書室：39 m²

読書室の利用対象を 3～5 歳児と想定（定員計 80 人）。80 人のうち、保育室、園庭、読書室を均等に利用するものと仮定。

算定根拠：一人当たりの床面積を 1.5 m²程度とする。

$$(1.5 \text{ m}^2/\text{人} \times 26 \text{ 人} = 39 \text{ m}^2)$$

○調乳室：5 m²

調乳室は 0・1 歳児の保育室から直接出入りできるように配置し、ミニキッチンや冷蔵庫スペースを設け床面積を 5 m²程度とする。

○園児用トイレ 68 m²

0・1 歳児のトイレは、便座、園児用手洗い、シャワーパン、汚物流し、おむつ交換台、おむつ棚、ベンチ、着替えスペース、職員用手洗い、清掃用流し等を設け、床面積を 12 m²程度とする。

2 歳児のトイレは、小便器、便座、園児用手洗い、シャワーパン、汚物流し、おむつ棚、ベンチ、着替えスペース、職員用手洗い、清掃用流し等を設け、床面積を 12 m²程度とする。

3 歳児のトイレは、小便器、便座（個室含む）、園児用手洗い、シャワー・着替えスペース

ス、ベンチ、着替えスペース、職員用手洗い、清掃用流し等を設け、床面積を 15 m²程度とする。

4・5 歳児のトイレは男女別とし、小便器、便座（男女別、各個室）、園児用手洗い、ベンチ、職員用手洗い、清掃用流し等を設け、床面積を 29 m²程度とする。

また、車いす等を利用することもが使用できるトイレや手洗いの設置。

○ランチルームトイレ・園庭トイレ：各 6 m²

ランチルームトイレ・園庭トイレは、小便器 1 つ、便座 1 つ、園児用手洗いを設け、床面積を各 6 m²程度とする。

○園児用シャワー室：42 m²

園児用シャワー室は屋外園庭への出入口に配置し、下足スペース・更衣室・シャワー室を設け、床面積を 17 m²程度 1 か所、25 m²程度 1 か所とする。

○職員室・医務室：40 m²

職員室は登園口が見渡せる位置とし、園長・副園長・職員（7 人程度）の執務スペースと医務スペース 2 か所を設け、床面積を 40 m²程度とする。

算定根拠：新営一般調査面積算定基準（国土交通省）の執務室の基準を参考に 1 人当たりの床面積を 3.3 m²とし、また、医務スペースは 3.5 m²程度とする。

$(3.3 \text{ m}^2/\text{人} \times 10 \text{ 人} + 3.5 \text{ m}^2 \times 2 \text{ か所} = 40 \text{ m}^2)$

幼保連携型認定こども園基準条例 抜粋

（職員の数等）

第三条 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に掲げる数を合計した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

- (1) 満4歳以上の園児 おおむね25人につき1人
- (2) 満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね15人につき1人
- (3) 満2歳以上満3歳未満の園児 おおむね5.2人につき1人
- (4) 満1歳以上満2歳未満の園児 おおむね4.5人につき1人
- (5) 満1歳未満の園児 おおむね2.57人につき1人

条例における教育及び保育に直接従事する職員数の算定

園児の 年齢	園児の 定員	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営 に関する基準を定める条例（横須賀市）	
		算定式 (定員/基準値)	必要職員数
0 歳児	7 人	7 人/2.57 人	3 人
1 歳児	18 人	18 人/4.5 人	4 人
2 歳児	20 人	20 人/5.2 人	4 人
3 歳児	26 人	26 人/15 人	2 人
4 歳児	27 人	27 人/25 人	2 人
5 歳児	27 人	27 人/25 人	2 人
計	125 人		17 人

○更衣室・休憩室：46 m²

保育士更衣室兼休憩室は女性用 20 m²、男性用 8 m²程度とする。

用務員更衣室兼休憩室は 8 m²程度とする。

調理員更衣室兼休憩室は 10 m²程度とする。

○職員等のトイレ：18 m²

職員等のトイレは個室とし、床面積は通常のトイレを 2 m²程度、バリアフリー対応トイレを 5 m²程度とする。

職員等のトイレは 1 階に通常のトイレを 2 か所、バリアフリー対応のトイレを 1 か所、2 階に通常のトイレを 1 か所、バリアフリー対応のトイレを 1 か所配置する。

また、調理員専用トイレして通常のトイレを 1 か所配置する。

○相談室：12 m²

保護者からの相談に対応するための相談室を設け、床面積 12 m²程度を確保する。

○調理室等：52 m²

調理室はランチルームに隣接した位置に配置し、床面積は調理室 48 m²、検収室 5 m²、下処理室 8 m²、前室（汚染・非汚染区域間）7 m²、食品庫・防災備蓄庫 12 m²、調理室がない階に配膳室 10 m²程度とする。

○洗濯室・用務室：12 m²

洗濯室・用務室として床面積 12 m²程度を確保する。

○倉庫：32 m²

倉庫は各階に2か所配置し、床面積は1か所当たり8 m²程度とする。

○エレベーター：12 m²

条例に基づきエレベーターを配置し、床面積は1フロア当たり6 m²程度とする。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 抜粋

第四章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項
(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第29条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに同条第5項の許可を受けた建築物（次条各号において「仮設建築物」という。）を除く。

(1) 学校（政令第5条第1号に掲げるものを除く。）

(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（政令第5条第9号に掲げるもの及び規則で定めるものを除く。）

(建築の規模)

第30条 法第14条第3項の規定により条例で別に定める同条第1項の建築の規模（新築、増築又は改築の場合の規模に限る。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。第32条第2項において同じ。）とする。

(1) 政令第5条第1号、第2号、第4号、第6号、第8号から第10号まで及び第12号から第16号までに掲げる特別特定建築物（仮設建築物を除く。）並びに前条第1号及び第3号に掲げる特定建築物 合計500平方メートル

(建築物移動等円滑化基準の適用除外)

第32条 第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園及び保育所については、政令第14条第1項第2号の規定は、適用しない。

2 第30条第1号に掲げる特別特定建築物及び特定建築物のうち、床面積が1,000平方メートル未満の特別特定建築物及び特定建築物の移動等円滑化経路（階と階との間の移動に係る部分に限る。）については、政令第18条第2項第1号の規定は、適用しない。

○階段：112 m²

条例に基づき常用屋内階段 1 か所と避難用屋外階段を配置し、床面積は 1 フロアー当たり 28 m²程度とする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号） 抜粋
第十三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 4 条、第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 7 条の 2、第 9 条から第 9 条の 3 まで、第 11 条（第 4 項ただし書を除く。）、第 14 条の 2、第 14 条の 3 第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 32 条第 8 号、第 32 条の 2（後段を除く。）並びに第 36 条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第32条第8号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第32条第8号イ	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物
第32条第8号ロ	施設又は設備	設備
第32条第8号ハ	施設及び設備	設備
第32条第8号ヘ	乳幼児	園児

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号） 抜粋

第五章 保育所

（設備の基準）

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を 3 階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 2 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

○園庭：480 m²

園庭は条例を踏まえ 480 m²程度とする。

算定根拠：「幼保連携型認定こども園基準条例」第2条に規定する「内閣府等令」

(園舎及び園庭)

第六条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積(単位 平方メートル)
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

□ 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

条例等における基準のチェック

	計画園庭面積	幼保連携型認定こども園基準条例第2条に規定する「内閣府等令」
3 歳児以上		$\text{イ} > \text{ロ} \quad 400 \text{ m}^2$ $\text{イ} : 400 + 80 \times (3 \text{ 学級} - 3) = 400 \text{ m}^2$ $\text{ロ} : 3.3 \text{ m}^2/\text{人} \times 80 \text{ 人} = 264 \text{ m}^2$
2 歳児		66 m^2 $3.3 \text{ m}^2/\text{人} \times 20 \text{ 人}$
	$480 \text{ m}^2 > 466 \text{ m}^2$ $\Rightarrow \text{OK}$	$400 \text{ m}^2 + 66 \text{ m}^2$

3. 計画床面積表

計画床面積の算定をもとに計画床面積表を作成する。

計画床面積表

室名	床面積 (㎡)	備考
登園口	30	登園口・廊下等の一体的利用などによる 床面積の内訳変更可
廊下等	160	
0・1 歳児 保育室	100	有効面積 82.5 ㎡以上
2 歳児 保育室	50	有効面積 39.6 ㎡以上
3 歳児 保育室	65	有効面積 51.48 ㎡以上
4 歳児 保育室	65	有効面積 53.46 ㎡以上
5 歳児 保育室	65	有効面積 53.46 ㎡以上
ランチルーム	75	2～5 歳児の半数（50 人）が利用
読書室	39	3～5 歳児が保育室、園庭、読書室を均等に利用
調乳室	5	
0・1 歳児 トイレ	12	
2 歳児 トイレ	12	
3 歳児 トイレ	15	
4・5 歳児 トイレ	29	
ランチルームトイレ	6	
園庭トイレ	6	
園児用シャワー室①	17	
園児用シャワー室②	25	
職員室・医務室	40	
保育士更衣室（女）	20	休憩室兼用
保育士更衣室（男）	8	休憩室兼用
用務員更衣室	8	休憩室兼用
調理員更衣室	10	休憩室兼用

室名	床面積 (㎡)	備考
職員トイレ	6	2 ㎡×3 か所
みんなのトイレ	10	5 ㎡×2 か所
調理員専用トイレ	2	
相談室	12	
調理室	48	
検収室	5	
下処理室	8	
前室	7	
食品庫・防災備蓄庫	12	
配膳室	10	調理室がない階に設置
洗濯室・用務室	12	
倉庫	32	8 ㎡×2 か所 (各階 1 か所)
エレベーター	12	6 ㎡×2 フロアー
屋内階段	56	28 ㎡×2 フロアー
屋外階段	56	28 ㎡×2 フロアー
合計	1,150	